

令和5年9月吉日

お客様各位

ひまわり信用金庫

インボイス制度開始に伴う当金庫の対応について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日（日）から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

当金庫は、適格請求書発行事業者としての登録を完了しておりますので、お客様がお支払いいただいた各種手数料に含まれる消費税につきましては、当金庫が発行するインボイス（適格請求書）により仕入税額控除を受けることができます。なお、具体的な要件等は、顧問税理士等にお問い合わせください。

| | |
|----------------|----------------|
| 適格請求書発行事業者登録番号 | T4380005005754 |
| 商号又は名称 | ひまわり信用金庫 |
| 本店又は主たる事務所の所在地 | 福島県いわき市平柵宜町3-1 |

当金庫のインボイス制度の対応につきましては、現在、準備を進めております。概要は、下記のとおりとなりますので、ご案内させていただきます。

記

1. 営業店窓口でお支払いいただく各種手数料（振込手数料、代金取立手数料、手形・小切手発行手数料、両替手数料、残高証明書発行手数料など）について

営業店窓口で各種手数料をお支払いいただいた場合、「領収書」等にインボイスの要件を満たした事項を押印して、お渡しいたします。

なお、金融機関は、「不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業」に該当することから、「適格簡易請求書（簡易インボイス）」の発行が認められておりますので、「税率毎に区分した消費税額等」の記載は省略いたします。

2. 自動振替等（営業店窓口以外）でお支払いいただく各種手数料（インターネットバンキングによる月額基本手数料・振込手数料・口座振替手数料、貸金庫・夜間金庫手数料など）について

営業店窓口以外で自動振替など口座から各種手数料をお支払いいただいた場合、該当するお取引のあった月の取引日又は引落日ごとの手数料明細を記載し、インボイスの要件を満たした「領収書」等を翌々月にお客様に郵送いたします。

なお、「領収書」等の発行頻度は、お客様のご希望により3カ月ごと、6カ月ごと、1年ごとにも変更できますので、発行頻度の変更又は発行の停止をご希望される場合は、お取引店の窓口へお申し出ください。

3. ATMでのお取引について

ATMでのお取引は、発生する手数料が原則3万円未満となりますので、「3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等（自動販売機特例）」に該当し、インボイスの交付義務が免除されているため、インボイスは発行いたしません。

お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。したがって、ATMから出力される「ご利用明細」等については、インボイス制度に対応する様式改正は実施いたしませんので、ご了承ください。

4. 当金庫へのインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客様から商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、お客様が適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスのご提供をお願いいたします。

インボイス制度への対応、その他各種手続きなどにつきまして、ご不明な点がございましたら、お取引店の窓口までお問合せください。

以上